

議会活動に関する評価報告書関係資料

(現況実績等及び関連条文)

目 次

I 議会における審議及び議会改革に関する事項	1
II 行政監視に関する事項	3
III 情報開示・説明責任及び政治倫理に関する事項	5
IV 市民参画に関する事項	6
V 政策立案に関する事項	8
VI 総括	9

評価事項	I 議会における審議及び議会改革に関する事項
	議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行を旨とし、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。また、議員は、法令、規則等を遵守し、円滑な議会運営に協力し、市民の負託に応えなければならない。さらに、議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、継続的に議会改革に取り組むよう努めなければならない。

現況実績等

1. 議会の審議に関する事項について

(1)本会議の開催状況

年	議会数	会期日数	会議時間	議員出席率	傍聴者数
4	5回	64日	61時間 7分	98.6%	312人
5	4回	99日	83時間57分	99.5%	407人
6	2回	53日	43時間 9分	99.7%	230人

※令和4年は臨時会2回を含む(3月定例会は今任期外のため含めていない)。令和6年は6月定例会まで。

(2)議案等の審議状況

年	議案等数(市長)	議案等数(議会)	可決・同意・承認 等	否決
4	66件	3件	69件	0件
5	134件	11件	143件	2件(意見書)
6	102件	7件	107件	2件(意見書・決議)

※令和4年は臨時会2回を含む(3月定例会は今任期外のため含めていない)。令和6年は6月定例会まで。

(3)委員会の開催状況

年	総務理財			文教消防			市民福祉			環境企業			都市整備			産業経済		
	回数	時間	傍聴	回数	時間	傍聴	回数	時間	傍聴	回数	時間	傍聴	回数	時間	傍聴	回数	時間	傍聴
4	6	328	4	7	377	6	7	439	6	5	167	2	6	171	0	6	186	0
5	9	666	3	8	830	5	10	980	31	9	473	3	9	484	6	10	467	0
6	4	455	5	4	419	0	4	519	4	4	278	0	4	318	3	4	297	1

※単位：回数…回、時間…分、傍聴…人

※令和4年は臨時会2回を含む(3月定例会は今任期外のため含めていない)。令和6年は6月定例会まで。

2. 議会改革に関する事項について

(1)政策研究会議会改革部会において議会改革に関する事項として以下について調査研究を行い、検討結果として松山市議会デジタル化戦略基本構想が策定され、当該基本構想を具現化するために令和5年3月に特別委員会が設置された。

・タブレットの導入について

・議会のICT化(オンライン委員会、オンライン視察、本会議・委員会中継の拡充等)

※令和6年度は、ペーパーレス会議システム及びグループウェア(コミュニケーションツール)を運用開始した。

(2)一問一答方式の実施等

平成24年12月定例会から本会議の質問方法について、論点が明らかになり分かりやすい議会運営となる一問一答方式を導入している(選択制)。

※代表・一般質問の実施状況

年	総質問者数	一問一答方式を選択した割合(人)
4	70人	85.7% (60人)
5	101人	89.1% (90人)
6	50人	94.0% (47人)

※令和4年3月定例会は今任期外のため含めていない。令和6年は6月定例会まで。

(3)災害が発生した場合の議会及び議員の基本的な行動について定めた「松山市議会BCP(業務継続計画)」を制定しており、松山市議会災害対応カードを全議員に配付している。

(4)松山市議会基本条例の趣旨に沿った議会活動が行われているかどうかについて、松山市議会基本条例の評価に関する要綱に基づいて議会自ら自己評価を行っている。

現況実績等

(5)松山市議会図書室と松山市立図書館との連携に関する取り決め議員の調査研究に資するため、平成26年10月、「松山市議会図書室と松山市立図書館との連携に関する取り決め」を定め、市立図書館の資料の貸借やレファレンスサービスの利用が行いやすくなった。
参考:議会図書室について

年度	図書購入予算(当初予算)	蔵書数	利用状況
4	2,732千円	8,594冊	貸出冊数 計88冊
5	2,909千円	8,620冊	貸出冊数 計91冊
6	2,968千円	8,650冊	貸出冊数 計28冊(6月定例会時まで)

(6)委員会での所管事務調査事項の事前通告制による質疑を実施した。
※委員会での所管事務調査(所管事項質疑の時間)の見直しについて検討を行い、委員一人当たり持ち時間として、答弁を含めず10分間、質問者数は最大3人

年	総務理財	文教消防	市民福祉	環境企業	都市整備	産業経済
4	1回	2回	0回	0回	0回	0回
5	0回	2回	3回	0回	0回	0回
6	1回	0回	0回	1回	0回	1回

※令和4年は臨時会2回を含む(3月定例会は今任期外のため含めていない)。令和6年は6月定例会まで。

関連条文

第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。
(3) 市民の意思を的確に把握し、市政及び議会活動に反映させること。
(6) 議会改革を推進すること。

第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。
(1) 議会が言論の府であること及び合議制機関であることを認識し、議員の自由な討議を重んじ、市民の負託に応えるため、議会で十分に審議及び討論を尽くすこと。
(2) 市政の課題全般について、市民の意思を的確に把握するよう努めるとともに、自己の能力を高める不断の研鑽によって、市民の代表としてふさわしい活動を行うこと。
(3) 議会の構成員として、市民全体の生活及び福祉の向上を目指して活動すること。

2 議長は、議会の代表者として、中立かつ公平な職務の遂行に努めるとともに、民主的かつ効率的な議会運営に努めなければならない。
3 議長は、会派に属さない。

第5条 議員は、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、会派を結成することができる。
2 会派は、政治信条や政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、活動する。
3 会派は、市政の諸課題に対して会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。

第6条 議会は、自治の基本は安全で安心な地域社会の構築であることを認識し、防災、減災及び災害発生時に関し、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するよう努めるものとする。

第8条
2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的、政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。

第13条 議員は、質疑及び質問をするときは、論点及び争点を明確化し市民に分かりやすくするよう努め、市長等及びその補助機関の職員は、誠実に答弁するものとする。
2 代表質問及び一般質問は、対面による一括質問一括答弁方式又は一問一答方式の選択制とする。
3 市長等及びその補助機関の職員は、本会議において議長の許可を得て、議員の質問に対して反問することができる。

第18条 議員は、政務活動費を活用し、市長等に対する適切な監視及び評価並びに政策立案及び政策提言等、議員活動の充実強化に努めるものとする。

第20条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用するものとする。

第22条 議員は、議会が言論の場であることを認識し、議案等に対して最善の判断ができるよう、積極的に議員間の討議に努めるものとする。

第24条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるものとする。

第25条 議会は、市民の意見、社会環境、経済情勢等の変化により新たに生じる市政の課題に迅速かつ的確に対応するため、この条例の趣旨に基づき、継続的に議会改革に取り組むものとする。

第26条 議会及び議員は、この条例及び議会に関する他の条例、規則等を遵守して議会を運営し、市民の負託に応えなければならない。
2 議会は、議員がこの条例の趣旨を的確に認識できるよう、任期開始後速やかに、研修を行わなければならない。

第27条 議会は、常に市民の意識、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価と改善を行い、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講じなければならない。

評価事項	Ⅱ 行政監視に関する事項
	議会は、二代表制の下、市長との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築する。そして、議員自らの努力と議会の責任において、市長が提案する政策について、論点整理及び審議水準を高め、世論喚起を促し、適切に判断する。さらに、予算執行を含む市政運営への監視及び評価の充実強化に努める。

現 況 実績等	1.意見書を国または関係行政庁に提出した。 令和4年・・・「愛媛県北条高等学校の改編案に対し再検討を求める意見書」ほか1件を原案可決 令和5年・・・「学校給食費の支援拡充を求める意見書」ほか2件を原案可決
	2.新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、議会としての対応策について協議又は調整を行うため、松山市議会新型コロナウイルス感染症対策連絡協議会を設置した。 ＜目的＞ ①松山市新型コロナウイルス感染症対策本部が行う活動に協力するため、感染拡大防止等に関する情報の収集及び、地域や諸団体等への情報提供、発信に努めている。 ②国・県、市の施策や予算に対する提案や要望について検討を行う。 ③市対策本部及び関係機関へ要望及び提言を行う際は、市対策本部等が感染予防対応に専念できるよう配慮する。 ④各議員からの問い合わせ事項を一元化し理事者に問い合わせるとともに、理事者からの回答については、全議員に情報提供を行う。 ＜実績＞ 令和4年7月、12月、令和5年5月に協議会を開催。（令和5年5月8日、新型コロナウイルスが感染症法上、5類に移行されたことにより、同年5月16日に解散）
	3. 行政監視機能の強化等について (1)委員会において重要案件等に対して理事者から定期的な報告を徴した。 ＜環境企業委員会＞ ・平成26年12月定例会の報告以来、事件の重大性に鑑み、閉会中を含めて委員会毎に産業廃棄物最終処分場支障等除去事業の状況報告を徴した。 ※平成30年12月定例会委員会で処分場の工事が完了したことに伴い特別な場合を除き、年に1回年度末の委員会時に報告を徴することとし、令和5年3月と令和6年3月の環境企業委員会で報告を徴した。 (2)令和5年6月定例会市民福祉委員会において議案第61号「松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について」に対して以下の通り委員会として附帯決議を行った。 ・市民の宗教的感情への適合及び周辺環境との調和を図るため、墓地及び納骨堂の経営を新たに申請（墓地及び納骨堂の規模を拡大するものを除く。）する者は、当該墓地及び納骨堂の敷地から20メートル以内の距離に建築物を所有し、または管理している者に対し、同意を得よう努めること。 (3)予算を審議するに際して、論点を整理し審議を深めるため、平成29年9月定例会から次の資料の提供を求めている。 ①当初予算及び補正予算については、原則として全ての新規事業に関し、松山市議会基本条例第15条第1項に規定する項目（市民参加の実施の有無とその内容、総合計画との整合性、財源措置及び将来にわたるコスト計算、政策に対する効果及び市民負担）を盛り込んだ説明資料 ②当初予算に関しては、廃止された事業名に関する一覧 ③条例の一部改正議案については、新旧対照表 (4)委員会の閉会中の調査研究活動について 調査研究テーマが既存の事業である場合等、事業の評価が可能な場合は提言書に評価の要素を盛り込む。 (5)政策の議決事案の拡大の検討について 議会の議決事件の追加は行わないものの、市が策定する分野別の行政計画等について、策定、改変、廃止があった場合は、所管の委員会委員等への報告を徹底することとしている。

関連条文	第12条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に取り組むよう努めるものとする。 第14条 議会は、議事機関としての機能強化のため、市政の重要な計画や政策について、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件の拡大に努めるものとする。 第15条 議会は、市長が提案する政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）について、論点整理及び審議水準を高めることに資するため、市長等に対し、必要に応じ、次に掲げる事項について明らかにするよう求めるものとする。 （1）提案理由 （2）市民参加の実施の有無とその内容 （3）総合計画との整合性 （4）財源措置及び将来にわたるコスト計算 （5）政策に対する効果及び市民負担 2 議会は、市長が提出した予算案及び決算の審議に当たっては、前項の規定に準じて、分かりやすい政策等の説明資料を求めるものとする。 3 議会は、重要な政策等の提案を受けたときは、立案及び執行における論点及び争点を明らかにするとともに、執行後における重要な政策等の評価に資する審議に努めるものとする。
-------------	---

評価事項	Ⅲ 情報開示・説明責任及び政治倫理に関する事項
	議員は、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努める。また、議会は、市民に対して、議会活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な広報手段を使って説明責任を果たすよう努める。

現況実績等	1. 情報開示・説明責任について (1)本会議及び委員会について ①議案を平成27年6月からホームページで公開している。 ②本会議は公開するとともに、平成19年6月から愛媛CATVによるインターネット中継を平成25年6月から録画中継を行っている。 ③委員会は、原則公開している。 ④本会議録は平成3年分から、委員会記録は平成15年分からホームページに公開している。 ⑤平成23年9月分から、表決した議案に対する賛否をホームページに公開している。 ⑥今任期中に受理した請願本文及び平成23年9月分以降の意見書案及び決議案を、議決結果とともに本文をホームページに公開している。 ⑦発言通告書のうち、中項目以上のものについて令和2年3月からホームページで公開開始したが、令和3年6月からは全文を公開している。 (2)議長選挙及び副議長選挙での所信表明会について ①議長選挙及び副議長選挙に先立ち所信表明会を実施している。 ②所信表明会は、インターネット中継及び録画中継を行い、記録はホームページで公開している。 〔開催実績〕 ・令和4年6月2日 議長選挙:1人、副議長選挙:1人 ・令和5年6月29日 副議長選挙:1人 ・令和6年7月4日 議長選挙:2人、副議長選挙:1人 (3)政務活動費について ①平成25年度から、政務活動費について、各議員の収支の一覧をホームページで公開している。 ②政策研究会議会改革部会において、領収書・備品台帳のホームページ上での公開を行うこととした。令和2年度分領収書分から公開している。 (4)昭和23年7月から市議会だよりを年4回発行し、ホームページでも公開している。(作成部数 各245,600部) また、平成11年5月から点字市議会だよりを、平成12年5月から声の市議会だよりを発行しており、点字市議会だより、声の市議会だよりは、希望者に配布している。
関連条文	第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (1) 市民に対して積極的に情報公開及び情報発信すること。 2 議会は、議長及び副議長の選出に当たり、それぞれの職を志願する者に対して所信を表明する機会を設け、その選出の過程を明らかにしなければならない。 第4条 議員は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (4) 高い倫理感を確立し、常に誠実かつ公正に職務を遂行すること。 第7条 議会は、市民に対して議会の活動に関する情報を積極的に公表し透明性を高めるとともに、多様な広報手段を使って説明責任を果たすものとする。 2 常任委員会及び特別委員会(以下「常任委員会等」という。)は、原則として公開する。 3 前項の規定は、常任委員会等が設ける分科会又は小委員会について準用する。 第9条 議会は、本会議における議案、請願その他の議決を要する案件(以下「議案等」という。)に対する各議員の表決結果について市民の評価が適切になされるよう、公表するものとする。 第16条 議会は、議員の身分及び待遇等の保障について、議会の監視機能、調査機能及び政策立案機能の確保等、議会制度を維持する上で重要な要素であるため、常に市民の理解を得ることに努めるものとする。 2 定数及び報酬については、本市の現状や他の地方公共団体の状況、社会経済情勢等を踏まえ、別に条例で定めるところによる。 第17条 議員は、市政が市民の厳粛な負託によるものであることを認識し、公正かつ清廉を基本姿勢とし、高い政治倫理の確立と向上に努めるものとする。 第18条 2 議会は、政務活動費の収支報告を市議会ホームページに公開する等、使途の透明性を確保しなければならない。 3 政務活動費の交付に関し必要な事項は、別に条例で定めるところによる。

評価事項	IV 市民参画に関する事項
	議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努める。

現況実績等

1. 請願・陳情提出者の説明の機会について

請願・陳情提出者からの申し出により、委員会の休憩中に、請願・陳情提出の趣旨を説明をする機会を設けるようにしている。

〔実績〕

・令和4年

7月4日 環境企業委員会

9月20日 文教消防委員会

9月22日 総務理財委員会

9月22日 市民福祉委員会

12月26日 文教消防委員会

・令和5年

3月9日 文教消防委員会

3月15日 環境企業委員会

6月22日 市民福祉委員会

9月15日 市民福祉委員会

9月20日 総務理財委員会

・令和6年

3月12日 市民福祉委員会

3月13日 総務理財委員会

7月1日 総務理財委員会

2. 議会報告会について

平成27年10月に松山市議会議会報告会開催要領を策定し、年1回以上、議会報告会を実施することとしている。新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和2年度は中止し、令和3年度は動画配信、令和4年度は対面とライブ配信の両方で行い、令和5年度も一部を動画配信している。

〔開催実績〕

・令和4年度

松山市役所別館6階

16名の市民の方が参加

・令和5年度

松山市役所議場・別館6階

35名の市民の方が参加

3. 議会審議への市民参画に向けた活動

(1)平成24年度から、気軽に議場へ足を運んでもらい、生の本会議を傍聴していただくことを目的として、議会開会前ミニイベントを開催している。

〔開催実績〕

・令和4年12月14日

演奏:琴・尺八(生田流正派邦楽会7名)

… 傍聴者数 11名

・令和5年11月24日

演奏:生田流箏曲(松岡由子氏)

… 傍聴者数 7名

(2)本市の小学生とその保護者を招き、議会施設の見学や模擬市議会を体験することで、市議会活動への関心と理解を深め、市議会を身近に感じていただく「夏休み親子市議会体験ツアー」を平成27年度から開催している。

〔開催実績〕

・令和4年度

7月31日

小学5・6年生22名・保護者22名が参加

・令和5年度

7月30日

小学5・6年生29名・保護者30名が参加

・令和6年度

8月4日

小学5・6年生24名・保護者28名が参加

※なお、平成15年度から25年度までは、各学校単位で児童を招き、模擬市議会などを体験する「松山子ども市議会」として実施していたが、26年度に、開催時期や児童の選定・募集方法を含め事業内容の見直しを行い、27年度から「夏休み親子市議会体験ツアー」と改称し、実施している。

(3)政策研究会議会改革に関する諸課題の検討についての議会改革部会において、市民参画に関する事項として調査研究が行われ、市民参画議会実現への集中改革プラン(4つのミッションと15の施策)について報告がなされた。現在、関係する各委員会等で、当該プランの各施策の具現化に向け検討中である。

関連条文	第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (2) 市民が参加しやすい開かれた議会運営をすること。 第8条 議会は、市民の多様な意見を把握し、議会活動に反映させるとともに、市民が議会活動に参画しやすい環境の整備及び機会の確保に努めるものとする。 2 議会は、参考人制度及び公聴会制度を活用し、市民の専門的、政策的な識見を議会の審議に反映させるよう努めるものとする。 3 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置付けるとともに、その審査又は調査においては、必要に応じて提出者の意見を聴く機会を設けるよう努めるものとする。 第10条 議会は、次に掲げる事項を主たる目的として、議会報告会を開催するものとする。 (1) 市政の諸課題や行政の取組に対する議会の意思や活動を市民へ情報提供し説明責任を果たすこと。 (2) 市民の意見や要望を取りまとめ、市政への反映及び議会改革に努めること。 第11条 議会は、本会議場を活用し、市民に身近で親しまれる議会に資する行事を開催することができる。
-------------	---

評価事項	V 政策立案に関する事項
	議員は、調査機能や法務機能の充実強化等、自己の能力を高める不断の研鑽に努めるとともに、議会は、政策形成、政策立案等に係る組織体制の整備及び積極的な活用により政策立案型議会への機能強化を図るよう努める。

現況実績等	1. 平成18年度より、各常任委員会において、所管に係る懸案事項等の調査・研究テーマを設定し、閉会中に委員会を開催している。とりまとめた調査・研究結果については理事者に提言をしている。平成29年度より、事務事業評価シートを積極的に活用し、また、常任委員会の閉会中調査研究活動の中で、可能な場合は、提言書に事業評価の要素を付加することとした。 ・令和4年度～令和5年度 - 総務理財委員会…「坂の上の雲のまちづくり推進について」 - 文教消防委員会…「公立図書館の現状認識と今後の在り方について」 - 市民福祉委員会…「性の多様性の理解を進めるために」 - 環境企業委員会…「プラスチック・スマートについて」 - 都市整備委員会…「ウォークアブルな(歩いて暮らせる)まちづくりについて」 - 産業経済委員会…「農林水産物のブランド化に向けた取組について」
	2. 市民の多様な意見を議会自らが主体的に市政に反映し、政策立案型議会への機能強化を図るため、松山市議会議員政策研究会設置要綱に基づいて調査研究を行っている。 (1) 専門部会の設置状況 ・投票率向上に向けた議会の取組についての専門部会を令和4年7月に設置し、子どもの頃から政治参画の意識を醸成する取組などにより投票率向上に向けた施策を調査研究中である。 ・議会改革に関する諸課題の検討についての議会改革部会を令和4年8月に設置し、議会のICT化等及び議会への市民参画の拡充の施策等について、政策研究会に調査研究結果の報告が行われた。 ・少子化対策に関する諸課題の検討についての専門部会を令和4年8月に設置し、少子化対策として子育て支援政策のあり方などを調査研究中である。 ・松山市犯罪被害者等支援条例の制定についての専門部会を令和6年6月に設置し、犯罪被害者等を支援する施策を調査研究中である。
関連条文	第3条 議会は、次に掲げる原則に基づいて活動しなければならない。 (5) 積極的に政策立案及び政策提言に取り組み、本市の政策を決定すること。 第12条 議会は、二元代表制の下、市長等との立場及び権能の違いを踏まえ、常に緊張ある関係を構築し、事務の執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を通じて、市民生活及び福祉の向上並びに市政の発展に取り組むよう努めるものとする。 第19条 議会は、常任委員会が行う調査研究の結果を踏まえ、市長等に対して実効的な提言ができるよう努めるものとする。 2 議会は、前項の市長等に対する提言に関し、継続的に実施状況の報告を求めるものとする。 第20条 議会は、法第100条の2に規定する学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を活用するものとする。 第21条 議会は、市民の多様な意見を議会自らが主体的に市政に反映し、政策立案型議会への機能強化を図るため政策研究会を置くことができる。 第23条 議会は、議会の政策形成、政策立案等に係る能力の向上を図り、議会活動を円滑かつ効率的に行うため、議会事務局の調査機能、法務機能等の充実強化及び組織体制の整備を図るものとする。

VI 総括

関連条文

第1条 この条例は、議会の基本理念並びに議員の活動原則、市民と議会及び議会と市長等の関係その他の議会に関する基本的事項を明文化することにより、「市民に信頼される議会」の実現を目指し、もって市政の発展及び市民生活及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

第2条 議会は、日本国憲法に定める議事機関として、常に二代表の一翼を担う存在としての役割と責任を自覚し、住民自治及び団体自治の発展に努め、もって地方自治の本旨の実現を目指すものとする。

参 考

(1)議会改革度ランキング結果

早稲田大学マニフェスト研究所が全国1,784(全自治体1,788議会中、能登半島地震による被害が特に甚大だった4自治体を除く)の地方議会の改革度を調べた議会改革度調査2023の結果が公表され、松山市は220位となった。過去3年間の順位は、2020が153位、2021が205位、2022が190位となっている。また、県内では西条市104位、西予市138位、愛媛県179位、四国中央市229位、新居浜市245位となっている。

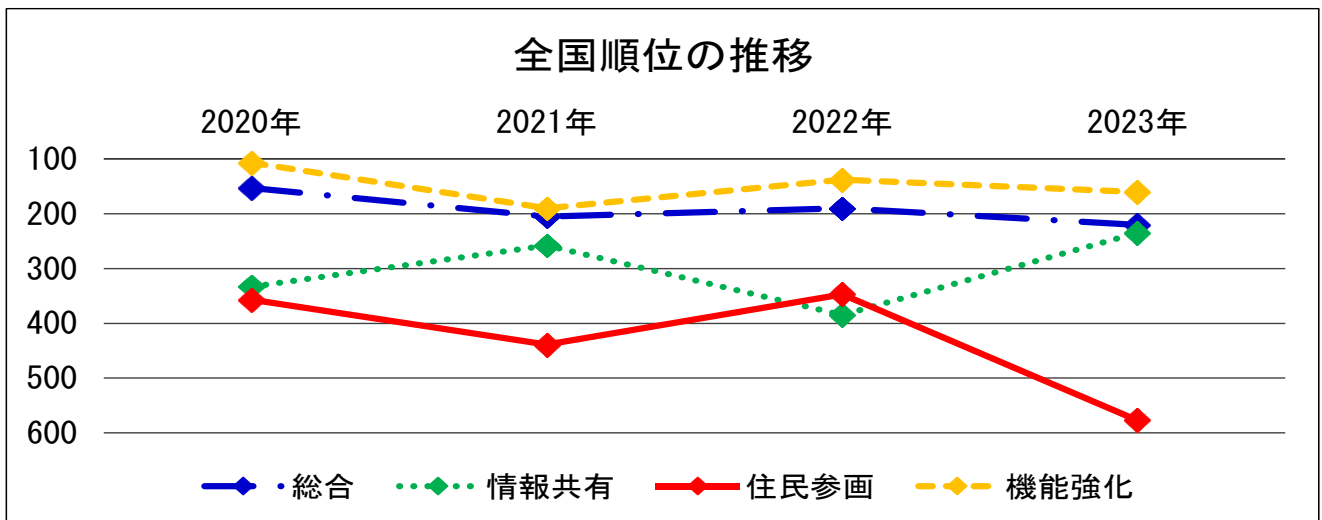
※この議会改革度調査は、情報共有、住民参加、議会機能の強化の項目に基づいて改革度合いを数値化し、順位付けされている。本市の議会改革度の調査結果の詳細は、次ページ参照。

本市の議会改革度（早稲田大学マニフェスト研究所公表分から抜粋）

【全 国】

調査対象	項 目	総 合	情報共有	住民参画	機能強化
2020 年	順 位	153 位	333 位	357 位	107 位
	本 市 得 点	1176 点	211 点	125 点	840 点
	平 均 点	714 点	146 点	94 点	474 点
	最 高 点	3011 点	784 点	710 点	1715 点
2021 年	順 位	205 位	258 位	439 位	190 位
	本 市 得 点	1153 点	253 点	145 点	755 点
	平 均 点	686 点	159 点	135 点	392 点
	最 高 点	3473 点	784 点	1225 点	1950 点
2022 年	順 位	190 位	385 位	347 位	138 位
	本 市 得 点	1705 点	390 点	260 点	1055 点
	平 均 点	1048 点	299 点	183 点	566 点
	最 高 点	4280 点	1115 点	1410 点	2225 点
2023 年	順 位	220 位	235 位	577 位	160 位
	本 市 得 点	1295 点	305 点	190 点	710 点
	平 均 点	801 点	176 点	181 点	374 点
	最 高 点	3740 点	750 点	1095 点	1815 点

※平均点は少数第一位を四捨五入。2023 年は全国 1788 議会中、1562 議会回答。



【都道府県内（愛媛県）】

調査対象	総 合	情報共有	住民参画	機能強化
2020 年	3 位	3 位	5 位	3 位
2021 年	2 位	2 位	5 位	2 位
2022 年	4 位	6 位	4 位	2 位
2023 年	4 位	4 位	6 位	3 位

※2023 年は愛媛県内の県市町議会 21 議会、全て回答。

【自治体規模内（中核市）】

調査対象年	総 合	情報共有	住民参画	機能強化
2020 年	17 位	40 位	24 位	14 位
2021 年	20 位	34 位	28 位	15 位
2022 年	24 位	48 位	32 位	15 位
2023 年	24 位	25 位	41 位	15 位

※2023 年は中核市 62 市中、60 市回答。